

令和9年度申請用

受付印

申請者の方へ この書類を施設に提出する場合は、必ず封入・封緘し、封筒に氏名を記入して提出して下さい。

【申請日】 令和 年 月 日

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書

【宛先】宜野湾市長

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者を提供することがあります。
3. 施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在で、企業主導型保育事業の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する《※1》)、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポート)の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

- ※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満又は②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

申込児童	ふりがな		生年月日		〒	
	氏名		令和 年 月 日	現住所		
保護者	父・母 (その他)	ふりがな	生年月日		現住所	□同上
	氏名		昭和・平成 年 月 日			
	父・母 (その他)	ふりがな	生年月日		現住所	□同上
	氏名		昭和・平成 年 月 日			
電話番号	①	父・母 (その他)	②	父・母 (その他)		

利用する(予定を含む)保育施設やサービス等	☐ 幼稚園(午前)のみの利用を希望		【新1号認定】《下記の保育を必要とする事由以降は記載不要》	
	☐ 幼稚園(午前) + 預かり保育の利用を希望		【新2・3号認定】	
	☐ 認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポート等の利用を希望			
	保育施設名	ご利用の施設又はサービスの種類	所在地	利用開始日
	☐ 認可外保育施設 ☐ 幼稚園 ☐ 認定こども園 ☐ ファミリーサポート ☐ 一時預かり ☐ 病児保育 ☐ 特別支援学校		令和 年 月 日	

保育を必要とする事由	※該当するものに☑を付けてください。											
	【児童から見た統括】 父・母・その他()	☐ 就労	☐ 妊娠 出産	☐ 疾病 障がい等	☐ 介護 看護	☐ 災害 復旧	☐ 求職 活動等	☐ 就学	☐ その他()			
	【児童から見た統括】 父・母・その他()	☐ 就労	☐ 妊娠 出産	☐ 疾病 障がい等	☐ 介護 看護	☐ 災害 復旧	☐ 求職 活動等	☐ 就学	☐ その他()			

前年1月1日 時点の住所 ※2 ※都道府県と市町村のみ	父・母 その他()	☐ 宜野湾市 ☐ 他市町村()	父・母 その他()	☐ 宜野湾市 ☐ 他市町村()
今年1月1日 時点の住所 ※3 ※都道府県と市町村のみ	父・母 その他()	☐ 宜野湾市 ☐ 他市町村()	父・母 その他()	☐ 宜野湾市 ☐ 他市町村()
《確認事項》現住所と異なる場合、記入した住所地对し、宜野湾市がマイナンバーを用いた情報連携(照会)を行うことに		☐ 同意します ☐ 同意しません ※チェックがない場合は同意したものとみなします。		

- ※2・3 現住所と異なる場合は記入した住所地の市町村で発行される市町村民税所得割額がわかる証明書(所得課税証明書等)の提出を求めることがあります。予めご了承ください。

《 裏面 》

■『保育を必要とする事由』を証明する書類（※父母それぞれ1枚ずつ提出が必要になります。）

保育を必要とする事由	必要な書類	注意事項
就労の方 （※産休・育休を 取得している方 も含む）	■就労証明書 ※国の標準的な様式 ※産休・育休中の方または取得予定の方は、休業期間・職場復帰（予定）日を記載してください。	※月64時間以上の就労があり、月額60,000円以上の収入を得ていることが要件です。この要件を満たさない場合は求職扱いとなります。 ※本人記入及び日付が無いものは無効となります。記入漏れが無いよう、ご確認をお願いします。 ※育休に係る児童が認可保育施設等を利用していない場合に、2歳になるまでの間、育休認定することができます。
就労している方 （自営業・法人役員） ※農業・漁業・畜産業・内職を含む。	■就労証明書 ※国の標準的な様式 ■以下に該当する方は就労証明書に加えて（１）～（５）に応じた添付資料を提出してください。 （１）自営業中心者（※就労証明書は本人が記載） ①令和7年12月31日以前から事業を開始している方 ●税務署や市町村税務課で税申告をした際の本人控えの写し ②令和8年1月1日以降に事業を開始した方 ●税務署へ提出した開業届の本人控えの写し または ●保健所が発行した営業許可証等の写し （２）自営業専従者（※就労証明書は自営業中心者が記載） ●自営業中心者に関する添付資料（税申告をした際の本人控えの写し、または、青色事業専従者給与に関する届出書の本人控えの写し） （３）家族従事者・協力者の方（※就労証明書は自営業中心者が記載） ●自営業中心者に関する添付資料（税申告をした際の本人控えの写し、または、開業届の本人控えの写し、保健所が発行した営業許可証等の写し） （４）法人役員の方（※就労証明書は本人が記載） ●登記事項証明書（登記簿謄本）の写し ※6か月以内に発行されたもの （５）業務委託・内職（※就労証明書は本人が記載） ●業務委託契約書等の写し	※月64時間以上の就労があり、月額60,000円以上の収入を得ていることが要件です。この要件を満たさない場合は、求職扱いとなります。 ※記入漏れが無いよう、ご確認をお願いします。
出産予定の方	■親子健康手帳（母子手帳）の以下のページの写し（A4） ①出産予定日が記載されているページ ②母の氏名が記載されているページ	※出産予定日の3か月前から出産日を起算日として8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの認定となります。
疾病の方	■診断書 ※保育こども園課指定の様式	※『保育に支障がある』旨の内容が記載されていることが必要です。
障がいをお持ちの方	・以下のいずれかをご提出ください。 ①以下の手帳の写し（A4） ■身体障がい者手帳 ■精神障がい者保健福祉手帳 ■療育手帳 ②診断書 ※保育こども園課指定の様式	※診断書の場合、『保育に支障がある』旨の内容が記載されていることが必要です。 ※手帳等の場合、申請時点で有効期間内であることが必要です。
親族の看護・介護 をしている方	■看護・介護申立書 ※保育こども園課指定の様式 ・『看護・介護申立書』に加えて、以下のいずれか1つを添付してください。 ①診断書 ※保育こども園課指定の様式 ②身体障がい者手帳の写し（A4） ③精神障がい者保健福祉手帳の写し（A4） ④療育手帳の写し（A4） ⑤介護保険被保険者証の写し（A4） ※要介護以上	※親族の看護・介護に月64時間以上を要していることが要件です。 ※診断書の場合、『介助が必要である』旨の内容が記載されていることが必要です。 ※手帳等の場合、申請時点で有効期間内であることが必要です。
災害復旧等	■罹災証明書	※災害復旧にあたっている場合にご提出ください。
求職活動中の方	■求職活動状況申立書 ※保育こども園課指定の様式	※認定有効期間は認定日から起算して、90日が経過する日の月末までとなります。
就学している方	■在学証明書 ※学校様式 ・『在学証明書』に加えて、以下のいずれか1つを添付してください。 ①授業日程（時間割）が分かる資料の写し（A4） ②授業（学習）日程申立書 ※保育こども園課指定の様式	※就学に要している時間（拘束時間を含む。）が月64時間以上であることが要件です。 ※大学、高校、1年以上の専門学校、職業訓練校等に通っている場合（通信でも可）に認定することができます。ただし、自動車学校や塾、習い事教室等は除く。
みなし育休の方	■継続利用に関する申立書 ※保育こども園課指定の様式	※みなし育休に係る児童が認可保育施設等を利用していない場合に、2歳になるまでの間は認定することができます。

※一時預かり事業や病児保育事業、子育て支援活動を利用する方は育児休業、みなし育休での認定はできません。

※ひとり親世帯で児童扶養手当や母子父子家庭等医療費助成、遺族年金のいずれも受給していない場合は、離婚日の記載された戸籍謄本を添付してください。

※新3号認定対象児童、かつ、保護者に米軍人・軍属の方がいる場合は『W-2』の提出が必要となります。